

令和 7 年度「省エネルギー化推進事業(省エネルギー診断モニター)」募集要領

浜松地域イノベーション推進機構(以下、「財団」という)では、省エネルギー診断モニターとなる中小企業者等(以下「モニター企業」という)を下記のとおり募集します。

記

1. 募集者数

30 社(先着順)

2. 募集期間

令和 7 年 6 月 2 日(月)から 12 月 26 日(金)まで

3. 応募方法

財団の公式 web サイト(<http://hai.or.jp>)にアクセスして、「省エネルギー診断モニター申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール(送付先:cn@hai.or.jp)にてお送りください。

4. 応募資格

対象となる企業等は、以下に掲げるとおりとします。

- 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること、または会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近 1 年間のエネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kL 未満の事業所を有する事業者であること※1
- 浜松市内の事業所において省エネルギー診断を受ける予定であること
- 省エネルギー診断のモニターとして、財団及び浜松市からの協力・依頼に同意できること

※1 会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」、「医療法人」、「学校法人」、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」、「協同組合」等をいう。

5. モニター企業への謝礼金

省エネルギー診断モニターとして、次の 6～8 を実施した企業には、謝礼金として 40,000 円をお支払いします。

【モニター企業に実施していただく内容】

6. 省エネルギー診断の受診

モニター企業は、次に掲げる省エネルギー診断を受診し、その結果を財団へ提出していただきます。なお、省エネルギー診断の受診申込・調整や実施に係る費用負担※2はモニター企業が行います。

①「令和 6 年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化促進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）」に基づき実施される次の省エネルギー診断

●ウォークスルー診断 ●IT 診断 ●伴走支援

②「令和 7 年度 中小企業等エネルギー利用最適化促進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業）」に基づき実施される次の省エネルギー診断

●省エネ最適化診断

※2 省エネルギー診断の種類や実施内容によりますが、概ね 1 万円～数万円程度です。

7. 取組資料の作成

モニター企業は、次に掲げる内容を取りまとめた資料を作成し、指定する期日までに財団へ提出していただきます。なお、資料は財団が用意するフォーマットで作成いただきます。

- 省エネルギー診断を受けたきっかけ
- 省エネルギー診断の結果概要
- 結果を踏まえた省エネ化や、脱炭素経営に対する今後の展望・方向性

8. 受診結果等の撮影（動画・静止画）

モニター企業には、財団が作成する省エネルギー診断の紹介動画等に出演いただきます。動画等は主に次に掲げる内容で撮影※3し、編集後 YouTube で一般向けに公開します。なお、企業の機密事項等については、原則撮影しません。

- 省エネルギー診断の結果や省エネ化の取組(予定含む)の説明
- 診断結果に限らず、現場での改善や取組など、脱炭素経営として取り組んでいる内容の説明

9. その他

財団が行う「はままつ脱炭素経営支援デスク」では、省エネルギー診断を受ける前の相談から、受けた後のフォローアップまで、企業のニーズに合わせた省エネ化・脱炭素化の伴走支援も行っています。

モニター事業との併用も可能ですので、省エネ化やモニター事業にご関心のある企業は、脱炭素経営支援デスクにお気軽にお問合せ下さい。

【はままつ脱炭素経営支援デスク 問合せ】

対応時間：9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始を除く

TEL：053-489-8111(浜松地域イノベーション推進機構内)

E-mail：cn@hai.or.jp

担当：安井、小木